

平成26年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成26年5月28日（水）

中央合同庁舎4号館共用220会議室

○ 主催者あいさつ

内閣府犯罪被害者等施策推進室長の安田でございます。本年の1月末からこのポストにまいりまして担当をしております。どうぞよろしく願いをいたします。

各都道府県・政令指定都市の皆様方におかれましては、平素より犯罪被害者等施策の推進に御尽力をいただきますとともに、本日はお忙しいところを御出席をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

また、本日は、犯罪被害者団体ネットワーク「ハートバンド」の前田様、鴻巣様から、犯罪被害者に対する市区町村による支援の実態調査ということで、犯罪被害に遭われた方々を対象に行われたアンケート結果につきまして、御報告をいただけるものと聞いております。どうぞよろしく願いを申し上げます。

本年は、犯罪被害者等基本法が平成16年に成立いたしましてからちょうど10年ということでございます。これまで、犯罪被害者等基本計画や第2次犯罪被害者等基本計画に基づきまして、犯罪被害者等の刑事手続への関与の拡大への取り組みや、あるいは損害回復、経済的支援の取り組みなど、各種の犯罪被害者等施策が大きく推進をされてきたところでございます。

しかし、これらの各種の施策といえますものは、単に犯罪被害者等の権利利益の保護だけではなく、犯罪被害に遭われた方々が再びそれぞれの地域社会において平穩に過ごせるようになるためにも講じるものでございます。そのような意味で、より身近な立場で住民の生活を支えていただいております地方公共団体の役割が極めて重要であるということは、論をまたないところだと思えます。

本日の会議は、全ての都道府県・政令指定都市の犯罪被害者等施策主管課の皆様にお集まりをいただいた貴重な機会であります。また、今回は、各地から事例報告等をしていただくと同時に、それぞれグループに分かれて、テーマごとに意見交換、あるいは発表の時間を設けさせていただいているところでございます。ぜひ活発な御議論をしていただきまして、全国の都道府県・政令指定都市の主管課の皆様と情報を共有し、共通の認識を持ち、有意義な情報の交換の場となりますことを期待しております。

最後に、本日の会議の内容が皆様方の犯罪被害者等施策の推進に大いに役立つことを期待をし、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。